

第 13 回  
東京都国土利用審議会  
議事録

令和8年2月3日（火）

東京都



# 第13回 東京都国土利用審議会 議事日程

令和8年2月3日（火）

東京都庁第二本庁舎 31階特別会議室 27

## 会 議 次 第

1 開 会

2 事務局挨拶

3 委員の紹介

4 会長選出

5 会長挨拶

6 議 事

(1) 審議事項 東京都土地利用基本計画の変更について  
(森林地域の縮小)

(2) 報告事項 林地開発及び保安林の指定解除に関する報告

7 閉 会

○審議会委員

会 長	有 田 智 一	出席	委 員	市 瀬 優 子	出席
委 員	宇 野 求	出席	委 員	河 端 瑞 貴	出席
委 員	直 井 道 生	欠席	委 員	佐 藤 重 己	出席
委 員	野 崎 啓太郎	出席	委 員	藤 田 直 子	欠席
委 員	町 野 静	出席	委 員	室 田 昌 子	出席
委 員	大久保 朋 果	欠席	委 員	富 田 竜 馬	出席
委 員	坂 上 長 一	出席	委 員	本 橋 ひろたか	出席
委 員	渋谷 のぶゆき	出席	委 員	たかく 則 男	出席
委 員	坂 本 まさし	出席	委 員	江 崎 さなえ	出席
委 員	さんのへ あや	出席	委 員	さとう さおり	出席
委 員	田中しゅんすけ	出席	委 員	佐 藤 弘 治	出席
委 員	山 本 忠 志	欠席			

○東京都出席者

都市整備局

次 長 山 崎 太 郎

都市整備局都市づくり政策部

部 長 飯 泉 洋

広域調整課長 森 澤 直 毅

土地利用計画課長 高 野 琢 央

産業労働局農林水産部

森林課長 鐙 美知子

環境局自然環境部

部 長 関 威

緑環境課長 渡 邊 昇

午後 2 時 00 分開会

○森澤広域調整課長

それでは、大変お待たせいたしました。1 名委員の方が見えられていないのですが、定刻になりましたので、ただいまより第 13 回東京都国土利用審議会を開催させていただきます。

私は、事務局の都市整備局都市づくり政策部広域調整課長の森澤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

初めに、定足数についてですが、現在 18 名の委員の皆様が出席しておりまして、審議会条例第 6 条第 3 項に定める「2 分の 1 以上の出席」という定足数を満たしていることを御報告いたします。

次に、本審議会は、運営規則第 10 条第 1 項の規定により、原則公開となっております。

今回、傍聴者は 1 名ですが、10 分程度遅れてくるというお話を聞いてございます。あと、報道関係の方は 1 名いらしてございます。

傍聴される方々へのご案内でございます。会場で傍聴される方におかれましては、傍聴券に記載の遵守事項をお守りいただき、静粛に傍聴いただきますようお願い申し上げます。

次に、本日の資料について御説明いたします。

議事次第、座席表、審議資料、報告資料、名簿のほか、参考資料といたしまして、東京都土地利用基本計画の制度、東京都土地利用基本計画、国土利用計画法抜粋、東京都国土利用審議会条例、東京都国土利用審議会運営規則、東京都国土利用審議会の会議の公開に関する取扱要綱を御用意してございます。

また、会場出席の委員の皆様には、机上のタブレットを操作いたしまして審議会資料を御覧いただくことができます。また、会場スクリーンにおきましても事務局の説明に沿って資料を投影させていただきます。

タブレット端末の操作方法につきましては、机上に簡単なマニュアルを御用意してございます。御不明な点がございましたら、お近くの事務局担当者までお声かけください。

また、オンライン出席の委員の皆様にも会場スクリーンと同じ資料を投影させていただきます。

発言についてでございます。会場参加の委員の皆様におかれましては挙手、オンライン参加の委員の皆様におかれましては会議画面上部の「手を挙げる」のアイコンのクリックをお願いいたします。会長からお名前をお呼びした後に、御自身でマイクをオンにして御発言をお願いいたします。

会場では、お手元のマイクのスイッチの右側のボタンを押していただきますと赤いランプが点灯いたします。こちらでマイクオンとなります。御発言を終えましたら再度右側ボタンを押していただきますとランプが消えましてオフとなりますので、よろしく願いいたします。オンラインではマイクボタンをオン、発言を終えましたらオフをお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、事務局を代表し、東京都都市整備局次長の山崎より御挨拶申し上げます。

○山崎都市整備局次長

東京都都市整備局次長の山崎でございます。

本日は、大変お忙しい中、東京都国土利用審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、日頃から、都の都市づくりにつきまして特段の御理解と御協力をいただきまして、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

本審議会でございますけれども、国土利用計画法に基づき設置をされたものでございまして、知事の諮問に応じて、東京都土地利用基本計画に関する事項などにつきまして、調査、審議をいただくものでございます。

都の土地利用につきましては、安全・安心で快適に暮らせる都市の実現や持続的発展に不可欠な地球環境との共生、また国際競争力の強化など、様々な観点を考慮するとともに、これらの相互の関連性についても留意して質的向上を図るなど、総合的かつ計画的に進めることとしております。

本日は、森林地域の縮小に伴う東京都土地利用基本計画の変更につきまして諮問をさせていただきます。

詳細につきましては、後ほど担当のほうから御説明を申し上げますが、皆様方におかれましては、活発な御議論、御審議のほどお願いをいたしまして、甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○森澤広域調整課長

それでは続きまして、事務局から委員の皆様を紹介させていただきます。委員名簿を御覧ください。

名簿の順に従いまして、まず学識経験者の委員の皆様から紹介させていただきます。

筑波大学システム情報系社会工学域教授の有田智一委員でございます。

○有田委員

有田でございます。

○森澤広域調整課長

東京商工会議所女性会顧問の市瀬優子委員でございます。

○市瀬委員

市瀬でございます。よろしくお願いいたします。

○森澤広域調整課長

元東京理科大学工学部嘱託教授の宇野求委員でございます。

○宇野委員

宇野でございます。よろしくお願いいたします。

○森澤広域調整課長

慶應義塾大学経済学部教授の河端瑞貴委員でございます。

○河端委員

河端でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森澤広域調整課長

慶應義塾大学経済学部教授の直井道生委員につきましては、本日御都合により欠席されております。

オンラインで御出席の日本労働組合総連合会東京都連合会事務局長の佐藤重己委員でございます。

オンラインで御出席の東京都農業協同組合中央会代表理事会長の野崎啓太郎委員でございます。

筑波大学人間総合科学学術院教授の藤田直子委員は、本日御都合により欠席されております。

弁護士の町野静委員でございます。

○町野委員

町野でございます。よろしくお願いいたします。

○森澤広域調整課長

東京都市大学名誉教授の室田昌子委員でございます。

○室田委員

室田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森澤広域調整課長

次に、特別区及び市町村の長を代表する委員の皆様を紹介させていただきます。

江東区長の久保朋果委員は、本日はご都合により欠席されております。

オンラインで御出席の東久留米市長の富田竜馬委員でございます。

オンラインで御出席の大島町長の坂上長一委員でございます。

次に、東京都議会議員の委員の皆様を紹介させていただきます。

オンラインで御出席の渋谷のぶゆき委員でございます。

たかく則男委員でございます。

○たかく委員

よろしくお願ひいたします。

○森澤広域調整課長

坂本まさし委員でございます。

○坂本委員

坂本です。よろしくお願ひします。

○森澤広域調整課長

江崎さなえ委員でございます。

○江崎委員

江崎です。よろしくお願ひいたします。

○森澤広域調整課長

さんのへあや委員でございます。

○さんのへ委員

さんのへです。よろしくお願ひいたします。

○森澤広域調整課長

さとうさおり委員でございます。

○さとう委員

さとうさおりです。よろしくお願ひいたします。

○森澤広域調整課長

次に、特別区及び市町村の議会の議長を代表する委員の皆様を紹介させていただきます。

板橋区議会議長の田中しゅんすけ委員でございます。

○田中委員

田中です。よろしくお願いいたします。

○森澤広域調整課長

オンラインで御出席の福生市議会議長の佐藤弘治委員でございます。

八丈町議会議長の山本忠志委員は、本日は御都合により御欠席されております。

次に、事務局を務めます東京都の幹部職員を紹介いたします。

まず、都市整備局の職員ですが、先ほど御挨拶を申し上げました、東京都都市整備局次長の山崎でございます。

○山崎都市整備局次長

山崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

○森澤広域調整課長

都市づくり政策部長の飯泉でございます。

○飯泉都市づくり政策部長

飯泉です。よろしくお願いいたします。

○森澤広域調整課長

都市づくり政策部土地利用計画課長の高野でございます。

○高野土地利用計画課長

高野でございます。よろしくお願いいたします。

○森澤広域調整課長

次に、産業労働局の職員ですが、農林水産部長の榎園でございますが、業務により欠席となっております。

農林水産部森林課長の鑑でございます。

○鑑森林課長

鑑でございます。よろしくお願いいたします。

○森澤広域調整課長

自然環境部長の関でございます。

○関自然環境部長

関でございます。よろしくお願いいたします。

○森澤広域調整課長

自然環境部緑環境課長の渡邊でございます。

○渡邊緑環境課長

渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森澤広域調整課長

次に、次第に沿いまして、会長選出に移らせていただきます。

本審議会は2年を1期としておりまして、本日は新たな会期での初めての開催となります。そこで、まず新たに会長選出をお願いいたします。

審議会の会長につきましては、審議会条例に基づき、「学識経験を有する委員のうちから、委員の互選によって定める」と規定しております。

会長の選出につきましては、委員の皆様方の御発言をお願いいたします。

室田委員、お願いします。

○室田委員

都市計画や土地利用について広く精通されており、また、前の任期でも会長を務めていただいた有田智一委員に会長をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

○森澤広域調整課長

ありがとうございます。ただいま室田委員から有田委員を御推薦いただきましたが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○森澤広域調整課長

ありがとうございます。皆様から異議なしのお声を頂きましたので、有田委員に会長をお願いさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○有田委員

お引き受けいたします。よろしくお願いいたします。

○森澤広域調整課長

ありがとうございます。それでは、有田会長、よろしくお願いいたします。

どうぞ、会長席のほうにお移りください。

なお、本日御審議いただいた結果につきましては、答申という形で、本審議회를代表し、有田会長から賜りたいと存じます。

それでは有田会長、この後の議事の進行をよろしくお願いいたします。

報道関係の方は、撮影はここまでとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○有田会長

ただいま会長に推挙いただきました、筑波大の有田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

いたします。

委員の皆様方の御協力を賜りながら、円滑な議事進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではこれから議事に入りたいと思いますが、その前に何点か決めておくがございます。

まず、会長代理の指名についてでございます。

審議会条例によりますと、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」ということになっております。私から、前の任期も会長代理を務めていただいた藤田直子委員に会長代理をお願いいたしたいと思います。藤田委員は本日御欠席のため、事務局から藤田委員に御連絡いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○森澤広域調整課長

かしこまりました。

○有田会長

次に、議席についてですが、運営規則第4条によれば「委員等の議席は、あらかじめ会長が定める」とされております。会場の委員の皆様におかれましては、現在の議席ということでご理解願います。

○森澤広域調整課長

事務局からですが、今、本橋先生が見えられましたので御紹介させていただきます。

東京都議会議員の委員で本橋ひろたか委員でございます。

○本橋委員

遅参しまして申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

○有田会長

それでは、これより議事に入らせていただきます。

議案について事務局より御説明をお願いいたします。

○高野土地利用計画課長

都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課長の高野でございます。

本日御審議いただきます議案は、「東京都土地利用基本計画の変更」についてでございます。それでは、議案について御説明いたします。

まず初めに、おさらいとなりますが、土地利用基本計画の制度について簡単に御説明いた

します。

参考資料1「東京都土地利用基本計画の制度」を御覧ください。右肩に「参考資料1」とある、A4横づかいの資料でございます。

1枚おめくりいただきまして、1ページを御覧ください。

体系図の左側、点線の枠の中でございますが、今回変更する土地利用基本計画は、国土利用計画法に基づき、国土利用計画の全国計画を基本として都が定めているものでございます。

この計画は、都道府県レベルにおける土地利用の調整と大枠の方向づけを行うものでございまして、土地利用の調整等に関する事項を定める計画書と、土地利用別の区域を示す計画図から構成されてございます。

現在の東京都土地利用基本計画の計画書と計画図につきましては、本日、参考資料2として「東京都土地利用基本計画」を机上に配付させていただいております。

参考資料1の1ページ、体系図右側に示しますように、東京都土地利用基本計画では、国土利用計画法第9条に基づき、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5地域を定めることとなります。これらの地域は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法に定める区域に即して、それぞれ指定してございます。このため、都市計画法など各個別規制法において各地域の変更を行う場合は、その内容や規模等から土地利用基本計画についても必要に応じて変更を行うこととなり、グレーに着色している森林地域が今回変更の対象となっております。

また、土地利用基本計画においては、5地域が重複する地域において、適正かつ合理的な土地利用を図るために土地利用に関する調整指導方針が定められています。具体的な事例といたしまして、2ページを御覧ください。

この図は、参考資料2「東京都土地利用基本計画」の「計画図」のうち、青梅市の一部をお示ししたものでございます。

青梅市は市域全体が都市地域となっております、その中で3箇所を例示として、図中吹き出しで示しております。

例えば、左下の地域につきましては、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域の4つの地域が重複して指定されております。このように複数の地域が重複して指定されている場合、土地利用の調整について、調整指導方針として、土地利用基本計画書に定められております。

具体的には、図中、右上の吹き出しで示す地域につきましては都市地域と森林地域が重複しておりますが、この組み合わせによる地域での調整指導方針といたしまして、「森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用も認めるものとする」としてございます。

続いて、3ページを御覧ください。

上段に、計画の変更の手順をお示ししております。

現在、関係区市町村の意見聴取、国土交通省との事前調整を並行して行っており、本日の国土利用審議会での審議結果と合わせて変更案を作成する予定でございます。その後、国土交通大臣への意見聴取を経て変更を決定し、告示いたします。

下段には、これまでの土地利用基本計画の策定経過をお示ししております。

昭和49年6月、国土利用計画法の制定及び昭和51年5月、全国計画の策定を受け、同年8月に都は土地利用基本計画を定めております。その後、23回の変更を行っており、直近では令和5年5月の国土利用審議会に付議した農業地域の変更について、同年8月に告示を行い、土地利用基本計画を変更いたしました。

続きまして、「土地利用基本計画の変更」について御説明いたします。

資料でございますが、お手元の資料のうち、「審議資料」に基づいて御説明をいたします。

初めに、審議資料1ページの変更総括表を御覧ください。

今回の変更は、森林地域について、現行計画から約14ヘクタール縮小し、約7万8,533ヘクタールに変更するものでございます。なお、表の下、注4に記載しておりますとおり、国土利用計画法で定められた縮尺で図面上に表示不能である拡大面積約5ヘクタール及び縮小面積のうち約9ヘクタールにつきましては、今回審議対象としては取り扱わないものでございます。

続いて、審議資料2ページの変更地域概要になります。

今回は、多摩部において、森林法に基づき5年ごとに策定する「地域森林計画」の見直しに伴い、計画の対象民有林から除外される日の出町、稲城市及び調布市の3箇所、合計約10ヘクタールの区域を森林地域から除外するものでございます。

資料の4ページを御覧ください。こちらは、各地域の場所を示した位置図になります。

続きまして、各箇所について個別に御説明いたします。

まず、日の出森林地域における変更になります。資料5ページを御覧ください。こちらが基本計画図になります。また、資料6ページ、こちらが航空写真になります。

森林法では、林地開発行為が許可され、完了したときに地域森林計画対象民有林から除外

することとなっております。こちらの黄色で囲った区域、約2ヘクタールにつきまして、太陽光パネルを設置する林地開発行為等が完了したため、森林地域から除外いたします。

続きまして、稲城森林地域になります。資料7ページが基本計画図、資料8ページが航空写真になります。

稲城市におきまして、こちらの黄色で囲った区域、約5ヘクタールにつきまして、土地区画整理事業に伴う保安林解除により、地域森林計画対象民有林から除外の上、森林地域から除外いたします。

最後に、調布森林地域になります。資料9ページが基本計画図、10ページが航空写真になります。

調布市におきまして、こちらの黄色で囲った区域、約3ヘクタールについて、既に都市公園及び社寺林としての土地利用があり、公益上の観点から保安林解除を行い、地域森林計画対象民有林から除外の上、森林地域から除外いたします。

なお、資料11ページに記載しておりますが、今回、計画書の変更はございません。

審議案件の説明については以上です。

○有田会長

御説明ありがとうございました。

ただいま議案について事務局から御説明いただきましたが、これより審議に入りたいと思います。御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

御発言の際は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

宇野委員、お願いします。

○宇野委員

制度的にいろいろなものが関わってくるところとそうでないところがあると。それで写真と地図で3箇所、ここが変わるのだよということをお示しいただいたのですけれども、平たく言うと何が具体的に変わるのでしょうか。特に緑地の扱いが変わるといふように写真と地図からは拝見できるのですけれども、具体的にはその場所で何が起きるのか。制度を緩くするということなののでしょうか。

分かりやすく、簡単に、私にも分かるように教えてくれればありがたいなと思います。

○高野土地利用計画課長

ありがとうございます。今回、3箇所でございますが、現地の変化というものがそれぞれでございます。

まず、日の出町のところについてでございますが、こちらについては林地開発の行為があったというものでございます。具体的には太陽光パネルを設置するものでございます。森林法に基づきまして林地開発の許可がなされ、また、地域森林計画においても変更がなされたということ踏まえての変更ということになります。

次に、稲城の案件についてでございますが、具体的には京王よみうりランド駅の近くに位置してございます。こちらにつきましては、野球のグラウンド等を設置するというものでございます。こちらはもともと斜面を保護する保安林だったというところが、その機能が擁壁等で代替するというような林地での変化がございまして、そういったことを踏まえまして、地域森林計画の変更が今回ございまして、そちらと整合を図るような形で、こちらの計画につきましても変更を行うというものでございます。

3つ目の調布市についてでございますが、こちらは現地で何か開発行為があったというようなものではなく、もともと位置づけといたしまして、都市公園という位置づけと、また社寺林といった状態であったというところでございます。こちらにつきましては、今後は保安林としての管理ではなく、都立公園としての管理、あるいは社寺林としての管理を行っていくといった取扱いということでの今回の区域の変更というものでございます。

具体的な状況についてはそのようなところでございますが、よろしかったでしょうか。

○宇野委員

どうもありがとうございました。

もう1つ、あまりに基本的な質問になるかもしれないのですが、この土地というのは国有地なのですか。そういう名前の審議会のような理解をしているのですけれども。

○高野土地利用計画課長

基本的には民地でございます。

○宇野委員

民地なのですね。分かりました。

事業も民間の事業だけでも、制度があるから、それぞれの自治体といいますか、基礎自治体から上がってきて、それでいろいろ整合を図る必要があって、この審議会で審議をしていると、そういうことですね。

○高野土地利用計画課長

そうですね。

○宇野委員

分かりました。

○高野土地利用計画課長

また、今、基本的に民地と申しましたけれども、一部都立公園がございます。

○宇野委員

それは、都有地ということですね。

○高野土地利用計画課長

都有地でございます。

○宇野委員

分かりました。ありがとうございます。

○有田会長

ほかにいかがでしょうか。どなたか手を挙げられていますか。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤（弘）委員

日の出町のソーラーパネルの開発行為に伴う変化ということで、それは分かるのですけれども、地元の日の出町の自治体のほうから聞いているのですけれども、工事が終わって、ソーラーパネルを設置した傾斜の先端のところに排水の問題があると伺っているのですけれども、質問の趣旨が少しずれるのかもしれませんが、その件についてそういう状況を確認しているのかどうかということと、もしそうだったら、どうやって補完していくのかということをお伺いしておきたいと思うのですが。

○関自然環境部長

環境局の自然環境部長、関でございます。

こちらにつきましては、林地開発許可で許可をした区域に関しては、太陽光パネルの設置の工事は完了してございます。

一部、今、お話に出ておりますようなところは、林地開発許可をした許可区域の外のほうでそういった事例があると聞いてございます。

○佐藤（弘）委員。

分かりました。

あと、これは今回お答えいただけるかどうか分からないのですけれども、この黄色で囲った今回の開発した地域の上のところも今後そういった形になっていくのですか。開発して、変更という形になっていくのですか。

○関自然環境部長

あくまで事業者からはこの黄色の区域での工事は完了したということで聞いております。それ以上のお話は聞いてございません。

○佐藤（弘）委員

地元の声からですと、今後ソーラーパネルを設置していくに当たって、許可が下りないような、少し違法性があるような盛土だとか、あとは、林地の民有地のほうで許可が下りないようなところを使わないと工事ができないようなことを聞いておりまして、今回の件とは少しずれるとは思いますが、その辺について、地元とコミュニケーションを密に取っていただいて今後取り組んでいただければなと思っております。

以上です。

○関自然環境部長

承知いたしました。御指摘ありがとうございます。

○佐藤（弘）委員

よろしく願いいたします。

○有田会長

それでは、先ほどさんのへ委員が手を挙げていましたので。

○さんのへ委員

今回、多摩地域の森林計画の変更を、土地利用基本計画ですか、こちらに反映させるといところで協議させていただいているのですが、今御報告いただいたのが3箇所、1ヘクタール以上がこの計画の変更対象と伺っているのですが、一応念のため、この1ヘクタール未満で変更があった箇所と、その土地の大きさ、今回3箇所は御報告いただいているのですが、それ以外のところをお示しいただいてもよろしいでしょうか。

○高野土地利用計画課長

お答えいたします。

今回、多摩地域森林計画の令和7年度の変更でございますが、その中で、地域の編入と除外があったという箇所、1ヘクタール以下のものも含めての全体の状況でございます。

まず編入でございますが、全体で8箇所ございました。面積で申しますと、4.5ヘクタールの拡大というところでございます。また、除外についてでございますが、こちらにつきましては全部で27箇所ございました。面積にいたしますと、合計で18.87ヘクタールでございます。そのうち1ヘクタール以上という要件に該当するものが3箇所でございます。そ

らの3箇所の面積の合計が10.38ヘクタールといった状況でございます。

○さんのへ委員

ありがとうございます。

そうしますと、編入の8箇所、4.50ヘクタールに対して、今回除外になる箇所が27箇所、合計18.87ヘクタールということで、多摩地域の森林は純減しているというような御説明かなと思うのですけれども、この除外が編入を上回っているというところで、都としては、森林を保全していく方針ですとか、そういった観点から評価というところをお聞かせいただきたいと思うのですけれども、何か制度上、都として是正する考えとか、そういった仕組みというのがあるのかどうかというところを、基本的な質問で恐縮なのですが、お聞かせください。

○高野土地利用計画課長

ありがとうございます。

まず、森林地域の増減の傾向について長期的な観点から補足いたしたいと思います。

昭和60年からの比較でございますが、民有林の面積でございますが、昭和60年には約7万1,500ヘクタールあったという状況でございます。直近の令和5年の面積で御説明させていただきたいと思いますが、令和5年時点では約7万800ヘクタールでございます。おおむね約7万1,000ヘクタール前後で推移しているということで、今回は除外というところが目につきますが、全体の面積としてはほぼ横ばいで維持はされているところかなと受け止めてございます。

また、緑全体についてどのような取組を東京都として行っているかというところも補足させていただければと思います。

都の緑に関する計画といたしましては、「東京グリーンビズ」と銘打って取組をしております。東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組、そういったかたちで進めてございます。例えばでございますが、「まもる」取組で申しますと、特別緑地保全地区への指定促進等による身近な樹林地の確保といったことを行っております。また、保全地域といったものがございまして、そういったものの指定拡大あるいは公有化、公で持つということでございますが、また、民有林の購入といった取組を行っているところでございます。

口頭での例示で恐縮ですが、そういった取組は都全体として行っているという状況でございます。

○さんのへ委員

ありがとうございます。

○有田会長

よろしいでしょうか。

ほか。どうぞ、江崎委員。

○江崎委員

江崎と申します。

ちょっと伺いたいのが、日の出町はメガソーラーということで許可を出しているということなのですが、あくまでも民地ということで、今、政府はメガソーラーを27年度以降にかけて規制していこうという動きがある中で、例えば今年起こったもの、あるいは27年以降の設置になるものに対して、助成金を入れなくてもやるというような民有林の保有者、そういうのが現れたときにはどのような対応をしていくのでしょうか。

政府のほうでまだ明確な方針が出ていないとは思いますが、こういった懸念がある中で、その申出があったときにどう対応なさっていくのでしょうか。お願いします。

○関自然環境部長

自然環境部長の関でございます。

あくまで私ども森林法に基づく林地開発許可を所管しておる部署でございますので、その限りでのお答えということになりますが、政府のほうでは、様々、今メガソーラーにまつわる施策を検討されていると承知してございます。

実際に事業者の方が補助金をお使いになるかならないかにかかわらず、もし許可に係る申請というものが出てまいりましたら、私どものほうで法に基づいて適切に対応させていただくというようなことになろうかと思えます。

○江崎委員

ありがとうございます。

○有田会長

どうぞ、さとう委員。

○さとう委員

さとうさおりです。

基本的な質問で恐縮なのですが、メガソーラーのところで、先ほど、地域住民の不安があったら、それも考慮しながら許可を出していくという話があったと思うのですが、林地開発許可を下す時点で地域住民のそういった不安の声も聴きながら許可を下し

ていくという、その時点がどこで考慮されるのか、地域住民の声がどこで考慮されるのかというところを教えてくださいなと思います。

○渡邊緑環境課長

環境局緑環境課長の渡邊でございます。御質問ありがとうございます。

地域住民の御意見という形なのですが、実際の開発事業者の方から許可申請があって、法令的には強制という形ではないのですが、我々としては、住民との対話とか、いろいろと理解を取得しながら開発して欲しいと、あくまでも行政指導という観点でいろいろと、周辺住民が近くにいらっしゃいましたら調整しながら御対応いただきたいという形をお願いをしているというのが今までの実情でございます。

○さとう委員

どちらかというと、許可申請が来たら、それは行政指導という立場なので強制はできないけれどもというようなことですか。

○渡邊緑環境課長

そうですね。今、法令的には強制はできないというところなのですが、事務指導というか、我々の基準の中で事業者様に、地域のほうでそういったことがあったら、説明会とか、そういったところをしてくださいという形で、その場、状況次第なのですが、そういった対応をお願いさせていただいているというようなところになります。

○さとう委員

メガソーラーといったら結構ここ最近だと話題になることも多いかと思うのですが、地域住民への説明の機会というのは、実際にはどのくらいの割合で発生しているものなのでしょうか。

○渡邊緑環境課長

今回の日の出町のケースは、実は御覧のとおり周辺に住宅がないという状況なのでやっていなかったというところなのですが、そこまで多く申請頂いているというわけではないというところもあって、状況次第かなと。東京都に限ったところにはなりますが、そういった対応になってございます。

○さとう委員

分かりました。ありがとうございます。

○有田会長

お願いします。

○河端委員

御説明ありがとうございました。

日の出町の森林を伐採して太陽光パネルを設置するということですが、これは再生可能エネルギーの拡大という点では利点がある一方、環境面および経済面の双方において重大なデメリットがございます。例えば環境面では、森林のCO<sub>2</sub>吸収能力の喪失、生物多様性の破壊、さらには土砂災害や水害リスクの増加が懸念されます。また経済面においても、例えば長期的なコストでいえば、山林造成費用が高額だったり、土砂対策や排水設備の維持費、もし災害が発生した場合には復旧コストの負担が見込まれます。加えて、パネルの廃棄問題もあり、20年から30年後には大量廃棄が予想されることから、将来的な廃棄コストについても考慮する必要があります。今回の計画変更については承認いたしますが、今後は環境、経済、社会の総合的視点から制度設計を行うとともに、適切な土地利用の在り方についても検討を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○有田会長

何か御回答ありますか。

○高野土地利用計画課長

御意見ありがとうございます。貴重な御意見として参考にいたしたいと思えます。

○宇野委員

もう一回いいですか。

○有田会長

オンラインで野崎委員でしょうか、先に手を挙げられていたかと思えますので、先によろしいですか。

○野崎委員

JA 東京の野崎です。会議の基本的なことをお伺いしたいのですが、日の出町の場合、森林法によりまして開発許可して、開発工事の完了がされていて、今度計画のほうで、この会議で減らしては駄目だとなったときは、開発許可はどうなるのでしょうか。

○高野土地利用計画課長

この土地利用基本計画の性格でございますが、森林法であったりですとか、あるいは都市計画法であったりですとか、個別の規制法が別途ございます。それらの個別の法に基づいて5つの地域がコントロールされているところでございます。

こちらの土地利用基本計画につきましては、それらの個別法を束ねるような形で整合を

図りながら計画図に落とし込んでいくという、いわば行政内部の総合調整のための計画であると、法上もそのように規定されてございます。

ですので、こちらの計画が直接、開発行為等を制限する、そういった法的な関係にはないものでございます。今回の審議につきましても地域森林計画に基づく変更を確認しながら、この土地利用基本計画に反映させていくといった内容になろうかと認識してございます。

○有田会長

よろしいでしょうか。

それでは、宇野委員、お願いします。

○宇野委員

今のお答えにも関わることなのですが、審議会というのは日本の行政システムでは今の御説明のような位置づけになっていることは承知しておりまして、私はせっかく来たから意見を言っているような狙いなのですが、先ほどデメリットもあるような開発についてコントロールする術がありやなしやというお話だったと思うのですね。私の質問は、東京都は条例をつくった場合、それでコントロールできるのではないかなと、先ほどからの御説明を聞いていて思ったのですが、今日、都議の先生いっぱいいらっしゃいますし、行政と議会とがよく御相談して、学識の先生の知見を得ながら、しっかりしたコントロールするための条例をつくられたらいいのではないかなと思ったのですが、そういうことはできるものなのか、できないものなのか、それを教えていただきたいなと思いました。

○高野土地利用計画課長

おっしゃられるような、条例による規制というところが、この国土利用計画法は、そういった趣旨の法律ではないというところにはなるのですけれども、個別に規制法がございしますので、その規制法の運用によって行っていくというようなことになろうかと思えます。

例えば都市区域であれば都市計画法でございまして、都市計画法に基づく様々な指定というものがございしますので、それは条例というよりは法に基づく指定、分かりやすい例で申しますと用途地域の指定によって規制をしたりですとか、あるいは地区計画の策定を行ったりですとか、個別にコントロールしていく法というものがございしますので、そういった法の運用によって規制を行っていくということになろうかと思えます。

○宇野委員

今の御質問をしたのは、市街地の話ではなくて、環境として、東京都の場合こういう緑は非常に西多摩に多いですし、それは重要なことになっていますよね。私、日本橋で開発とか、

それのお手伝いや制御をやっていましたが、檜原村さんと中央区さん、武蔵野市さんなんかは連携しながら緑の保全をしております。それで、実際問題としては、緑を保全すればいいだけではなくて、立ち枯れている木がたくさんありまして、東京の森林は非常に安全管理さえ難しい状態になっているのが実情です。

ですから、私が申し上げたのは、議会であれば条例を定めて、ただしそのときに行政の方たちとお話をよくしながら、適切な何かコントロールするすべをつくることのできるのではないか、それができるのか、できないのかというご質問です。

現況がどうなっているかは十分存じ上げておりますので、その質問に答えていただけませんかでしょうか。

○関自然環境部長

自然環境部長の関から補足で御説明させていただきます。

今、自然保護条例という条例に基づいて開発許可の制度がございます。その開発許可の中で、一定面積以上の自然地の改変をする開発に関しましては、条例に基づく規制を今現在行っているところでございます。

ただ一方で、先ほどの林地開発許可は、森林法は森林法の法体系がありますので、あちらのほうで許可申請が出てまいったものに関して、法の要件を満たすものに関しては許可を出さざるを得ないと言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、現状そういった制度になってございます。

○宇野委員

制度のことは存じ上げているから、今のご説明も十分承知しているつもりなのですが、そうではなくて、条例を東京都さんとしてつくって、それでこういう緑の環境も含めて制御するという意味ですよね。制御というのはコントロールという意味です。いい形でコントロールする術はないのか、それは検討してもいいのではないかと。

先ほど都民の声、地域の声というお話がございましたけれども、議会がその声を届ける、それでルールをつくるというのが、あるいは税の使い道を考えるというのが、行政と議会のお話合いでやるべきことではないかなと思いましたので、それでそういう発言をいたしました。

都議の先生がいらっしゃるので、ぜひ御検討、御研究されたいかなと。行政の方と十分お話をしして、いろいろな難しさ、困難さもあるのは重々承知していますので、理屈が通らない無理なことはできませんけれども、理屈が通るのであれば、多くの区民、都民、市民、

そういう御支持があるのであれば、そういう声があるのであれば、それを届けて、現場の声を、ここは最上位の審議会なので、ここに来たときにはもう抽象的なマクロの話しかできませんから、それをもう少し日常的に何かやっていただいたらいいかなと、そんなふうに思いました。余計なことをいっぱい言いました。すみません。

○有田会長

よろしいですか。

それでは、野崎委員。

○野崎委員

大丈夫です。

○有田会長

今、手を挙げていらっしまった。もう大丈夫ですか。

○野崎委員

はい。

○有田会長

そのほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○室田委員

室田でございます。

今回3地区あって、それぞれ三者三様ですが、メガソーラー以外の地区ということで質問が2つあります。1つは、全部で27箇所合計18.87ヘクタールの除外地区があったということですが、その中で、1ヘクタール未満で、隣り合って、結果的に1ヘクタールを超える開発が行われた地域があるかないか。もしあれば、どのぐらいあるかということをお教えいただけないでしょうかというのが1つ目です。

もう1つは、神代植物園のほうですが、これは外す目的、なぜ外そうと思われたのか、理由をお教えいただければと思います。よろしく願いいたします。

○高野土地利用計画課長

ありがとうございます。27箇所についてでございますが、これらについてそれぞれ1箇所ずつカウントして1ヘクタール以上かどうかという形ですので、基本的には別の地域ではあるのですが、その接近度合いまでは今手元に資料を持ち合わせてございません、申し訳ございません。

あと、除外をする意図と申しますか、そういったお話だったかと思っておりますけれども、林地

開発の許可申請があった場合に、それを許可基準に照らして許可が相当である場合には許可を行い、実際に開発行為が行われて、それが完了するといった状態を踏まえて、計画の区域を変更していくといったものになります。

○室田委員

こちらの深大寺は特に開発はされていないということですよ。開発がされていないように見えますが。

○高野土地利用計画課長

深大寺のほうですね。失礼いたしました。こちらにつきましては、保安林としての指定でございますが、実は保安林の指定をしたときに既に社寺林として存在していたという状態でございます。そういった社寺林という状態の中で、もともとこちらの保安林の指定が大正9年になされたというような経緯でございます。

こちらにつきましては、管理を行っていく上で、保安林であった場合に、例えば枝を1本切るにしても事前の届出、許可が必要になるといった中で、管理上、支障が生じていたというところがございます。そういった状況を踏まえまして、現場の調査等も行いまして、今後とも緑を適切に管理していくということが確認できたため、保安林という形ではなく、社寺林あるいは都立公園といった形で管理をしていくことが適切という判断で解除に至ったというものでございます。

○室田委員

ありがとうございます。そうしますと、保安林を外したほうがかえって管理がしやすいような側面があるということですね。

○高野土地利用計画課長

はい。基本的な管理を行えるということでございます。

○室田委員

あと、最初の質問ですけれども、今分からないということだったのですが、よくある話だとは思いますが、1ヘクタール未満にして許可逃れをするような例というのがあるかないかという辺りが気になりましたので、もし可能でしたらそういったこともお調べいただいて、そのような問題がまだ起きているかどうかを御確認いただけると大変ありがたいと思いました。よろしく願いいたします。

○高野土地利用計画課長

ありがとうございます。

○有田会長

江崎委員。

○江崎委員

基本的なことを伺いたいのですが、この森林審議会に都議会議員が入っていない理由というのはなぜなのでしょう。結局、この許可をする段階でどうかという審議をしないと、決まった後にこの国土利用審議会でも審議をしても結局大きく覆すことがなかなかできないので、そもそも申請の段階で都議会議員が入っている必要があるのではないかと思うのですが、ここに都議会議員が入っていない理由は何になるのでしょうか。

○鑑森林課長

産業労働局森林課長、鑑と申します。

特に都議会議員を外してとか、そういうことではないとは思いますが、森林審議会自体が法に基づいて、法に沿っているかというところを重視しているといいますか、そういう視点で審議をいただきますので、それは例えば先ほど来お話が出ている、林地開発は林地開発の基準に基づいてしっかり許認可を取ったよね、いいよねと、そういう確認の場でもありますので、どちらかというところそういう森林の防災面ですとか、森林の維持管理ですとかという、学識の方を中心とした審議会になっております。

また、森林の所有者というところで、一般の方あるいは市町村長の首長がメンバーに入っております。

以上です。

○江崎委員

ありがとうございます。

○有田会長

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

よろしければ、議案についてお諮りしたいと思います。議案のとおりお認めするということでよろしいでしょうか。異議なしということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○有田会長

ありがとうございました。議案についてお認めいただいたということでお願いいたします。

なお、ただいまの議決につきましては、本審議会を代表して、後ほど私のほうから答申させていただきます。

それでは次に、報告事項について事務局より御説明をお願いいたします。

○高野土地利用計画課長

では、報告事項といたしまして、「林地開発及び保安林の指定解除に関する報告」でございます。

「報告資料」と表紙に書かれました資料を御覧ください。

資料の1ページを御覧ください。

今回の報告事項でございますが、新規で林地開発許可の申請があった案件1件となります。保安林解除申請の案件はございません。

林地開発許可の申請が出された場所でございますが、八王子市宇津貫町他で、面積は8ヘクタール、令和4年8月に申請があり、令和5年1月に許可を出しております。林地開発の理由といたしましては、資材置き場及びグラウンド整備のためとなります。

場所でございますが、2ページ目を御覧ください。八王子市と町田市の境の場所になってございます。

報告事項の説明は以上でございます。

○有田会長

ありがとうございました。

ただいまの報告事項につきまして、御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。お願いします。

○江崎委員

議事録に残すという意味で伺いたいのですが、事前の質問では伺ったのですけれども、この8ヘクタールに資材置き場というのは広過ぎると思ったのですが、内訳といたしますか、どういう構成になっているのかを教えてくださいませんか。

○有田会長

お願いします。

○高野土地利用計画課長

こちらは、資材置き場とグラウンドとなっております。

こちらのグラウンドと申しますのがサッカーグラウンドとなっております。民間の会社の所有でございますが、そちらの会社さんのほうでサッカーグラウンドを整備して地

域に開放していく、そういったことを行いたい、といった事業でございます。

○有田会長

ほかはいかがでしょうか。

これは、開発行為はいつ頃終わるということでしたか。

○高野土地利用計画課長

開発行為の完了予定日でございますが、令和11年の1月を予定日としてございます。

○有田会長

ほかはよろしいでしょうか。

○宇野委員

すぐ分からなくなってしまうのですけれども、今、令和8年ですよ。それで、開発許可を出したのが令和5年で、今この審議会に上がってくるのに手続や時間が要るのかもしれませんが、何でも、何で令和5年の開発許可日についての報告が今日になったのでしょうか。コロナとかいろいろなこともありました、その辺を御説明いただくといいのかなと思いましたが。どうなのでしょう。

○高野土地利用計画課長

こちらの報告事項の運用についてでございますが、もともとこういった計画変更の前の報告というものはいたしていなかったというところを前回の令和5年の審議会からそういった報告をしようといった運用でやってございます。その報告のタイミングというのが審議会の開催のタイミングということで、今回、開催があるという機会に報告のタイミングを計っていたというところでございます。

○宇野委員

分かりました。どうもありがとうございます。

私、随分長くこの会をやらせていただいているので覚えておりますが、こういった議論があつて、順番が違うのではないかと御指摘がさつきあつたように思うのですが、そういった意見を私が申しまして、それで、それはそうだねという話になりまして、今御説明があつたように、少しこの報告事項というのをちゃんとやっていこうみたいな話にはなつたんですね。

しかし、具体的なことが分かりませんので、それで先生方のほうから御質問があつたのではないかと思いました。

○有田会長

今、御指摘があったように、先ほど私もお尋ねしましたが、今日は林地開発許可が出たということで報告をいただいておりますが、開発行為が完了した後で、今日の審議事項のように、その段階で正式な審議事項として上がってくるということですね、将来的に。正式に審議事項として上がってきたときはまさにもう開発行為は完了しているので、その段階でそうなのですかと言っても、もうそれは終わってしまっているということですので、今日報告事項があった段階で、何か皆さんお伺いしたいことがあれば聞いていただくということだと思います。

○市瀬委員

市瀬でございます。

これは、スタート日はいつぐらいになって、令和11年というのは随分長いですね。今年が令和8年ですから、5年に許可が下りて、そこからスタートしたというのは、大体どのくらいの期間を経てスタートするものなのですか。

○高野土地利用計画課長

申し訳ございません。正確な着工日というところは今この場では把握していないのですが、令和5年に開発の許可があったということでございますので、それ以降の着工ということにはなろうかと思えます。

○市瀬委員

6年かかる。グラウンド整備はそんなにかかるものなのか、私は理解に苦しむのですけれども、令和11年完成ということ自体がちょっとおかしいのか、それともスタートが2、3年経ってからスタートしているとか、そういうことなのでしょうか。

それで、この資材置き場というのは、そもそもグラウンド整備のための資材という意味で捉えてよろしいのでしょうか。

○高野土地利用計画課長

こちら資材につきましては、グラウンドとはまた別のものがございます。こちらは所有されている会社さんが建設のリサイクル等を業として行っている会社さんでございまして、そういった事業での資材置き場ということかと認識してございます。

それとはまた別途、グラウンドとして整備する場所があるというところがございます。

開発の具体の工程の内容については、今手元に資料を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○市瀬委員

ということは、資材置き場は永遠に資材置き場ということでございますか。

○高野土地利用計画課長

仮設のものということでは聞いてございませんので、基本的には恒設のものかと思いません。

○市瀬委員

分かりました。ちょっとこれだけだと分からなかったもので御質問させていただきました。

○有田会長

ほか、いかがでしょうか。お願いします。

○坂本委員

今、会長のお話もあったので、せっかくの機会ですから伺わせていただきたいと思いますが、グラウンド整備で、全部がグラウンドではないというお話ではありましたが、8ヘクタールでサッカーグラウンドでどのぐらいの面を取れるかということ、12面ぐらい取れるらしいのですが、相当なる広い運動公園みたいなことをその事業者さんがおやりになられたいということなのですか。

○高野土地利用計画課長

すみません。今、具体の内訳について手元に持ち合わせていないため、内容については詳しい御説明は今この場では申し上げられません。

○宇野委員

これは、土地の所有者が、何らかの事業者がいて、それで土地をこういうふうにご利用しますよということを都さんのほうに今申請をしているということなのではないかと思うのです。これは報告事項ですから、審議会であまり長々とやるべきことではないのだけれども、確認のためお尋ねしますが、東京都知事に申請するという形なのではないかなと思うのですけれども、どの役所を通じて、あるいはどの部局を通じてこの申請が行われるのか、その審査、審議をどういう方たちがどういう基準でやられているのかということが分からないと、これいいよねとか、いやどうかなというのは、ここでは意見が出しづらいというのがそれぞれの先生方、委員の方々が言っている御質問だと思うのですね。

だから、今この場にありませんから分かりませんと言われても、こちらも分かりませんと。だから報告になってしまっているのですけれども、その点について、何か善処というのですか、いい方向に持っていくことを、この場は審議の場なので、決まった法律の下に、ここで

言う、議論すべき話ではないのですけれども、そういうことをやっていくような機会をこの審議会とは別に設けられたら事がスムーズになるのではないかなと思いました。

これは私の意見です。個人的な意見です。

○飯泉都市づくり政策部長

都市づくり政策部長の飯泉です。

今回、報告事項について、少し通り一遍の報告で大変申し訳ございません。資料につきましては、この報告案件については、情報収集を私どももしっかりして、委員の皆様には後日、メール等で送付させていただきたいと思っております。

また、次回の審議会から、この報告事項についても、概要については、図面も含めて添付したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○有田会長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これで報告事項を終わりとさせていただきまして、そうしましたら、本日御用意いただいた議事は以上でございますが、そのほか、何か御発言ございましたらお願いいたします。

そうしましたら、私のほうから一点皆様に御提案いたしたいものがございます。

今日は、森林法のような個別法で、もう既にそちらで審議があつて、それに伴う地域指定の変更に伴って土地利用基本計画図を変更するのを事後的に確認するような内容だったわけですけれども、審議会として実質的な議論をする余地があまりないような案件であったということでございます。委員の皆様方、大変御多忙かと思えますし、日程を決めて一堂に会する御調整も大変であろうかと思われまますので、今日のようなタイプの計画図を単に変更するというものについては書面開催、持ち回り開催等、何らか事務局としてその手続の工夫を御検討いただけないかと思案しております。

事務局でまとめていただいたものについて報告いただき、開催方法についてはこちらのほうに御一任いただくということで進められればと思案しておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○有田会長

よろしいですか。

○江崎委員

私は対面のほうがいいと思います。皆さん集まらないと、結局流れ作業になってしまって、今日もいろいろな意見の方が直接お会いできるからそういった観点が分かるというところがあると思いますので、私一人かもしれないですが、こういった機会は私は大切だとは思っております。

○有田会長

分かりました。ほか、御意見ございますか。

どうぞ。

○さんのへ委員

私も可能な限り対面での開催をお願いしたいと思います。

○有田会長

ほかはいかがでしょうか。

そうしましたら、お二人の御意見も踏まえて、事務局と相談させていただいて、いい方法を検討いたしたいと思います。事前に十分な資料を頂いておれば、今日出たような御質問は、付属の添付資料が何もないがゆえに一つ一つ確認しなければいけないような内容が大変多かったですと思いますので、その辺りも含めて。

土地利用基本計画は御承知のように5地域あるのですが、今日のような森林地域に関してだけ、特にまさに今日のような森林地域縮小の際に、林地開発完了後に後からこの図を、整合性を合わせるような手続になっているということで、それ自体は審議事項にはなっているのですが、実質的な審議の内容がないような状況ということで、ほかの地域についてはまた個別法の計画変更に先立ってここで御議論いただくということがあろうかと思いますが、今日のようなケースというのはしょっちゅうということではないかと思いますが、ちょっと工夫していただくとよろしいかと考えております。

ほかに何かございますでしょうか。あとは、事務局から何かございますか。

○森澤広域調整課長

大丈夫です。特にございません。

○有田会長

それでしたら、本日の審議会はこれにて閉会とさせていただきたいと思います。皆様、議事の進行に御協力賜り、ありがとうございました。

午後3時15分閉会